

2 教文第 200 号
令和 2 年（2020 年）7 月 20 日

国・県の公共工事事業主体者の長 様
市町村教育委員会教育長 様
市町村文化財保護部局の長 様

長野県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

国の機関等が行う災害に伴う応急措置・復旧工事に係る埋蔵文化財保護について（通知）

長野県における国の機関等（国、県、市町村等）が行う周知の埋蔵文化財包蔵地内における災害に伴う応急措置・復旧工事については、平成 23 年 3 月 25 日付け文化庁次長通知「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財保護に関する文化財保護法の規定の適用について（通知）」に準じて文化財保護法 94 条、97 条を別紙 1 の通り取り扱いますので、関係機関にご周知のうえ適正にご対応下さい。

また、本件は応急措置・復旧工事と埋蔵文化財保護の両者を適切に行うことを趣旨としておりますので、別紙 3 に留意して下さい。

なお、本通知は令和 2 年 7 月 20 日以降に着工または計画された応急措置・復旧工事に適用します。

【別紙 1】

- 1 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 94 条、97 条の通知を不要とできる工事は、以下のとおりとする。ただし、事業者は、工事の実施にあたって当該市町村教育委員会・市町村文化財保護部局への連絡を綿密に行うこと。
 - (1) 電気、ガス、上下水道、道路、河川、橋梁、鉄道等を発災前の状態に戻す復旧工事。
 - (2) 造成を伴わない仮設住宅の建設。
 - (3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地。
 - (4) 流入した土砂等の除去。
 - (5) その他緊急を要する応急措置・復旧工事。
 - (6) 上記(1)～(5)の工事に伴う工事中仮設道路の建設。

- 2 事業者は、1 に該当する工事を着工または計画した際は、速やかに別紙 2 の様式により当該市町村教育委員会・文化財保護部局へ報告する。当該市町村教育委員会・文化財保護部局は、文化財保護に係る措置が完了した後、別紙 2 により県教育委員会(文化財・生涯学習課扱い)へ報告する。

- 3 復旧工事において緊急を要さないものについては、文化財保護法第 94 条、97 条で規定する通知を必要とする。事業者は、以下に例示する工事について、市町村教育委員会・市町村文化財保護部局または県教育委員会(文化財・生涯学習課扱い)を交えて事前に協議すること。
 - (1) 電気、ガス、上下水道、道路、河川、橋梁、鉄道等を発災前とは異なる状態・形態にする復旧工事。ただし緊急を要するものは除く。
 - (2) 造成を伴う仮設住宅の建設。
 - (3) (1)・(2)の復旧工事に伴う工事中仮設道路の建設。

- 4 災害救助法が適用された地域において、本通知による取り扱いが不可能であると判断される場合には別途定める。

留意事項

- 1 文化財は、地域住民によって永く保護されてきたものが多くあります。緊急性を要する工事においても、その点を十分配慮して下さい。
- 2 事業者は、別紙2による報告を必ず行うようにして下さい。特例措置による取り扱いとなりますので、報告が無い場合、文化財保護法違反に該当する要因となりますので、ご注意下さい。
- 3 事業者は、別紙2による報告だけでなく、市町村教育委員会・市町村文化財保護部局への綿密な連絡にご協力ください。とくに事前の連絡にあたっては、以下の情報をご提供ください。
 - ①地 点：埋蔵文化財包蔵地かどうか判断します。地図に地点・箇所を記したもので結構です。
 - ②現 状：埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、埋蔵文化財のき損の可能性等を判断します。工事箇所が複数地点に及ぶ場合には、現状の詳細は不要ですが、現場周辺の立ち入りが制限されている危険な状況である箇所については、その旨をお伝え下さい。
 - ③工事内容（着工日時を含む）：工事箇所が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、市町村教育委員会・市町村文化財保護部局が立会を求めることがあります。工事内容の初動連絡にあたっては、概要のみで図面等は不要です。

※市町村教育委員会・市町村文化財保護部局が立会を行うのは、遺跡の発見（遺物等の発見）に対して、早急に対応することによって、工事をスムーズに進めるとともに文化財保護に資するという目的がありますので、ご協力ください。
- 4 遺跡を発見（遺物等の発見）した場合には、現状維持を原則とし、早急に市町村教育委員会・市町村文化財保護部局に連絡し指示を仰いで下さい。

なお、事業者が緊急に対応する必要がある場合には、出土した状態を写真撮影（出土した箇所、深さがわかるもの）し、遺物を回収（安全性が確保できない場合は重機による回収でも可）するという方法があります。
- 5 本通知は、応急措置・復旧工事と埋蔵文化財保護の両者を適切に行うことを趣旨としています。とくに各工事の緊急性については、事業者と文化財保護部局が十分に協議を行うようにして下さい。（文化財保護法に規定する通知を不要とするために、工事内容を変更することは行わないようにして下さい。）